



6 まちの魅力

合併して本市が持つポテンシャルは飛躍的に高まりました。この魅力を生かしながら、本市の独自性を高めるまちづくりを展開していくことが重要です。

(1) 豊かな自然

本市は、筑後平野の西南端に位置し、筑後川、矢部川、花宗川、沖端川、二ツ川、塩塚川と多くの河川が流れています。そこには、絶滅危惧種に指定される希少な動植物が数多く生息し、こうした生態系と環境が守られてきました。

また、これらの河川が注ぐ有明海は、最大で6mにも及ぶ日本一の干満の差があり、有明海固有の魚介類をはじめとする豊かな自然環境が受け継がれています。

この地域は、営々と続けられてきた干拓によって造られた広大な農地を有しており、昔から九州の穀倉地帯として栄えてきました。また、「宝の海」有明海からもたらされる魚介類、ノリなどの豊かな資源にも恵まれ、第1次産業が盛んに行われてきました。

こうした自然環境は、市民の憩いの場、自然体験の場として活用されており、貴重な観光資源でもあります。



(2) 豊かな人材

本市の都市基盤の原型は、田中吉政によって造られました。豊富な土木経験を生かし、干拓堤防である慶長本土居を築いて干拓事業を行ったり、城下町建設に伴って現在のような掘割を整備したと考えられています。その後、豊臣秀吉に「九州の一物」として讃えられた立花宗茂が再封され、柳川藩10万9千石の城下町として栄えてきました。江戸時代には、柳川藩領内の治水や干拓などの土木工事に多くの功績を残した田尻惣助、惣馬親子や、「海西の巨儒」として貝原益軒と並び称され柳川の教育の基礎を築いた安東省菴、滝沢馬琴らと交流があり「柳河明証図会」を著した西原一甫、横綱土俵入「雲龍型」の創始者第10代横綱雲龍久吉などの人材がいました。

近代に入ると、詩聖北原白秋をはじめ、国文学者の藤村作、俳人の木村緑平、作家の長谷健、檀一雄、教育者の海老名弾正など数多くの文化人が挙げられます。また、県下の民権運動の中心であった岡田孤鹿や大正天皇の教育主任などを歴任した曾我祐準なども本市の出身です。

最近では、モントリオールオリンピックの柔道中量級で金メダルを獲得した園田勇氏が本市の出身です。

このように、文武ともに数多くの人材を輩出したことは本市の貴重な財産であり、郷土の歴史と文化を生かした人づくりや、新たな文化の創造に生かしていくことが求められています。



田中 吉政



立花 宗茂



雲龍 久吉



北原 白秋



藤村 作



木村 緑平



長谷 健



檀 一雄



海老名弾正



(3) 独特の景観

本市の北部では、海岸線が後退し陸地化が始まった約2,200年前の弥生時代中期から古代にかけて次第に湿地帯が開拓され、中世には荘園経営の基で耕地化が一層進みました。一部の水路は、戦国時代から江戸時代にかけて城下町の建設とともに掘り替えられて、城を守る掘割が造られました。

国内最大の干潟を有する有明海は、干満差が大きく干拓に適しており、市南部は、中世から戦後までに開かれた大小規模の干拓地が海に向かって魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。また、感潮河川の最下流に位置し、市全域が平坦な地形で元々水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に縦横に水路が巡る独特の景観が築かれてきました。

水路は、昔は飲料用水や資材運搬などにも利用され、現在も農業用水として柳川市の産業を支えているほか、防火用水としても利用されています。また、城下町の掘割は、川下りコースとして観光にも活用されています。

水路は、大雨の際に雨水を一時遊ばせて河川に大量の水が流れ出すのを軽減して内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水をためて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を今でも果たしています。

このように、先人たちが土地を切り拓き、豊かな水を確保して広大な農地を創り出し、自然と共生してきた結果、本市を特徴づける水と緑の風景が生み出されました。また、有明海の干拓堤防から対岸に見える多良岳に沈む夕日は、日本三大夕日の一つとも呼ばれています。

わたしたちは、これらの貴重な水辺景観を次世代に引き継ぐため、景観保全や水質浄化に努めていかなければなりません。



第4章 時代の潮流

我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあるといえます。

本市のまちづくりの方向性を考える上では、こうした情勢の変化を的確に把握し、積極的に対応していくことが求められており、ここでは、特に重要と思われる8つの時代の潮流について整理します。

1 地方分権の進展

国から地方へとさまざまな権限が移譲される地方分権の進展により、地方自治は新たな段階に入ろうとしています。また、国の地方財政改革による国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しを検討するいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方の行財政改革も待ったなしの状況です。

地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う時代となっています。このため、地方自治の本旨である「自己決定と自己責任」の考えのもと、地域の実情や市民ニーズなどを的確に反映させた効率性、自立性の高い行財政運営の確立とともに、職員の意識改革や各分野のネットワークによる行政能力の向上、市民との情報の共有による透明性の強化など、地方分権時代に対応できる自治能力づくりが必要です。

また、市民にとっての地方分権を進めるメリットは、市民ニーズに沿ったサービスが実現できることであり、いかに低コストで効率的なサービスを提供するかが問われることとなります。

さらに、地方分権型社会を実現させるためには、市民自治の確立が不可欠であり、地域の課題は地域自らが主体的に取り組み、その責任において地域づくりを行う地域内分権を一層推進することが必要です。地域内分権を進めるための受け皿づくりとして、NPO^{*}やボランティア団体、コミュニティ^{*}などとの連携体制の整備を検討していくことも求められます。

※NPO

Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」を広く指します。NPO法人は、特定非営利活動促進法（NPO法、平成10年12月1日施行）に基づいて設立された法人。

※コミュニティ

人々が共同体意識をもって共同生活を営む一定の地域や同じ目的をもった人たちの集まり。また、地域社会や共同体も指します。



2 市民主体のまちづくり

近年、NPOに関する制度の法制化が進み、まちづくりやボランティア活動などさまざまな社会活動に関わる主体は、新たな広がりを生み出しています。

このような中、市民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりをめざす上で、これからは市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが不可欠となります。

このため、行政運営やまちづくりへの市民参加を促し、市民と行政とのパートナーシップによる自立したまちづくりを確立し、市民の主体的意思によるまちづくり活動を促進していくことが重要です。そのためには、今後NPOやボランティア団体、コミュニティの活動が一層重要なものとなってきます。

具体的には、市民と情報を共有して開かれた行政運営を確立し、政策形成過程から管理運営に至るまでの市民参画の仕組みづくりや、NPOやボランティア団体、コミュニティなどへの支援と活動の受け皿づくりなどが求められます。

3 人口減少社会の到来と少子化・高齢化の一層の進行

厚生労働省の「人口動態統計」によると、我が国の総人口は平成17年10月に1億2,776万人となり、前年に比べて2万人減少し、戦後で初めて減少に転じました。

我が国は、これまで世界が経験したことのないスピードで高齢社会を迎えつつあり、「高齢社会白書」によると、65歳以上の人口は、平成17年10月現在で過去最高の約2,560万人となり、国民の5人に1人が高齢者という社会を迎えました。今後は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、高齢化が一層進むことが見込まれ、これから10年後には国民の4人に1人、今世紀半ばには3人に1人が65歳以上の高齢者となる社会の到来が予測されています。

一方、年間出生者数は、昭和50年以降200万人台を割り込んで次第に減少し、「人口動態統計」によると、平成17年は約107万人と過去最低となりました。また、合計特殊出生率*も1.26と過去最低を更新し、少子化が一層進んでいる状況です。

このように、少子化や高齢化、人口の減少が進むことによって、産業を支える労働人口の減少や社会保障制度への影響が懸念されています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように、福祉サービスの充実や健康づくり対策、生活環境の整備を進めることが求められます。高齢者が誇りと生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者の知識や経験を生かした社会参加や余暇活動、就業機会の拡大などの対策が必要となってきます。

また、子どもの数の減少に伴い、子ども同士の交流機会が減少するなど、子ども自身

の自主性や社会性が育ちにくくなることなどが懸念されており、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための環境づくりが急務となっています。さらに、少子化を抑制するためにも、地域社会全体で子どもを育てていくという視点に立った取り組みを進め、安心して子どもを産み育てることができる総合的な施策の展開が求められています。

※合計特殊出生率

1人の女性が、平均して何人の子どもを産むかを示す推計値で、将来の人口増減を予測する指標として用いられる。昭和48年以降、減少傾向が続いている。

4 環境との共生と美しいまちづくり

これまで、人類の生活と発展を支えてきたさまざまな社会経済活動は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられたものであり、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動のあり方が、地球温暖化や酸性雨、海洋汚染など地球規模での環境問題を引き起こしています。

一方、水質汚濁やごみの増加や不法投棄といった身近な環境問題が発生しており、市民の関心が高まっています。

こうした環境問題は、今日、ますます複雑多様化していますが、人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切に考える考え方が高まり、省資源・省エネルギー、リサイクルといった資源循環型の環境への負荷を軽減するまちづくりや学校教育及び生涯学習での環境教育の充実が強く求められています。さらに、身近な自然環境と共生しようとする考え方が強まってきており、地域資源といえる森林や海、河川などの良好な自然環境の保全と環境資源の保護への意識も高まっています。

また、国においては平成15年7月の「美しい国づくり政策大綱」に基づく「景観緑三法」[※]が制定され、これからは地域の良好な自然環境の保全や美しい景観づくりが求められます。

※景観緑三法

「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」で、良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産であるとされる。景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠であり、地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取り組みが必要ともされている。平成17年6月1日全面施行。



5 安全で安心して暮らせる社会の形成

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、人々の生活に関わる安全性への関心は非常に高まっており、地震災害から毎年のように起こる風水害まで、あらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急復旧体制や災害対策などを進めるとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成を図るなど災害を想定した手立てを、ハード、ソフトの両面から総合的に検討しておくことが重要と考えられます。今後は、地域住民の行動を基本とした防災対策に取り組むとともに、自然災害についても人と自然の関わり合いを基本に、災害に強いまちづくりを検討していくことが重要な課題となってきます。

一方、子どもやお年寄り、障害者など誰もが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりやユニバーサルデザイン※によるまちづくりが求められています。

多様化する犯罪や火災、交通事故、食に対する安全性など、生活面でのあらゆる分野について市民の要求が高まっています。安全で安心して暮らせる地域社会を形成するため、従来に比べより高い水準での安全性の確保が求められる時代となっています。

※ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。国土交通省において、平成17年7月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を制定。

6 高度情報化と国際化の進展

情報通信ネットワークやマルチメディア※、インターネットの普及や通信技術の高度化などICT※の飛躍的な発展は、企業の経済活動から国民の生活自体を大きく変えようとしています。生活・学習・ビジネスなどあらゆる場で携帯電話やパソコンなどの情報手段が利用され、今後もこの流れがますます強くなるものと予想されます。

行政においても、電子申請や電子入札など電子自治体の構築に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、情報技術の習得支援体制の確立など、市民、企業などと一体となって地域情報化を推進し、市民の利便性を高めていく必要があります。

しかし、一方では情報活用能力や個人間の情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピュータ犯罪、メディア情報の氾濫など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このため、情報化に伴う諸問題への対応や、地域や学校で情報技術を習得するための支援、さらに氾濫するメディア情報から子どもを守る体制づくりを進めていくことが必要です。

国際的な交通・情報通信網の発達により、人・モノ・情報などが国家の枠組みを越えて活発に交流し、社会経済の活動全般が地球規模化しています。身近な市民生活においてもインターネットをはじめとしてさまざまな分野で外国人や海外の情報と接する機会が増え、世界がより身近なものとなりつつあります。このため、世界各地の人と多様な交流の行いやすい環境整備を行うことが必要です。

また、国際化に対応するためには、それを担う人々の意識の醸成が重要であり、意識啓発や人材確保・育成を積極的に行い、国際化を推進することが必要です。

※マルチメディア

通信、放送といった異なったサービス形態を融合して音声、データ、画像をデジタルで高速に送受信できる形態。

※ICT

Information and Communication Technology の略。日本が目指しているいつでも、どこでも、誰でもネットワークに簡単に接続できる社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。総務省においても「IT政策大綱」が、平成16年度から「ICT政策大綱」に名称変更された。

7 経済情勢と産業構造の変化

現代社会は、金融の自由化やインターネットの普及などで激しい変貌を遂げています。農業や水産業の分野においても、農産物や水産物の自由化に伴う国際的な取引が進み、国内外での知恵と能力の競争の時代を迎えています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の構造を見直し、地球環境と共生する経済活動が求められる中、我が国の発展を支えてきた画一的、横並びの経済システムは、個人の価値観の多様化やグローバル化*などで大きな変革期を迎えています。平成17年版の「経済財政白書」では、「バブル後の時期」からの脱却を宣言していますが、国や地方の債務残高は増え続け、個人間・企業間・地域間と経済社会のあらゆる分野で二極化が進んでいます。

一方、消費者の動向については、「安ければ安いほど良い」価格指向と、「良い物にはお金を出す」高級指向というような複数の消費スタイルを持つ人が増えつつあります。個々の生活様式や年齢層に対応して、消費ニーズを満たすアイデアや仕組みを提供することが求められています。

また、企業や自治体においては、自己責任のもとで消費者による選択の可能性を広げる方向で規制緩和が進められ、今や自治体においても構造改革特区*や地域再生計画*によって自主的・自立的な地域づくりが求められています。



※グローバル化

資本や労働力が国境を越えた移動をすること。貿易や海外投資の活発化など。

※構造改革特区

「構造改革特別区域法」（平成14年12月18日施行）に基づき、民間事業者や地方公共団体等の自発的な提案により、地域の特性に応じた規制緩和等を行う特定地域（特区）を設ける構造改革のこと。

※地域再生計画

「地域再生法」（平成17年4月1日施行）に基づき、地域経済の活性化、地域雇用の創造を実現することを目的とし、意欲ある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、構想を立案し、取り組みを行うもの。

8 価値観の多様化と共有

人々の価値観の変化に伴い、多くの市民が物質的な豊かさよりも生きがいやゆとりなど心の豊かさを重視するようになっており、この指向が生涯学習ニーズとして発展してきています。また、暮らしの中にも量から質への転換が進みつつあり、個性と創造性を求める指向が高まり、一人ひとりの生活意識や生活様式が一層多様化していくものと予測されます。

一方で、労働時間の短縮などにより自由時間が増大し、市民の自己実現に向けた活動が活発になっていくものと考えられます。こうした時代においては、これまで重点が置かれていた経済活力の向上のみならず、暮らし、安全、環境、健康、教育、文化など多種多様なニーズにきめ細かく対応することが強く求められます。このため、あらゆる分野において、市民と協働して、人々の生きがいづくりと自己実現に向けた取り組みを推進し、その受け皿づくりの充実を図る必要があります。

このため、地域社会においても生涯学習、コミュニティ活動、文化、スポーツや社会貢献活動などを行う場や機会の充実など、市民が個性と能力を発揮し、生涯にわたって生きがいを持って活動できる環境を充実させていくことが必要です。

第5章 まちづくりの主要課題

新たな時代の流れの中で、本市の現況と特性を踏まえた新たなまちづくりを進めていくためには、本市の発展に向けて特に重点を置くべき課題をわたしたちすべてが共通のものと認識し、その解決に向けて努力を結集することが必要です。

そこで、市民や学生などを対象としたアンケート調査や各分野の団体との懇談会、まちづくりワークショップの結果などを踏まえて、わたしたちが共有すべき柳川市のまちづくりの主要課題を6つ設定します。

1 人口減少と少子高齢社会への対応

(1) 人口減少と少子化対策

本市の人口は、昭和35年をピークに減少しており、出生率の低下による少子化や10代後半から20代前半の進学・就職・結婚などによる若年層の転出が人口の減少に拍車をかけており、人口構造上も若者が減り続けている特徴があります。

まちの活力を維持・発展するためにも、若年層にとって魅力のある雇用の場の創出や定住を促進するための住環境の整備などを総合的に進める必要があります。

本市では、年少人口と生産年齢人口が年々減少し、平成28年にはそれぞれ12.1%、58.2%と予測されます。少子化に関しては、「次世代育成支援行動計画」の推進により多様化する保育ニーズへの対応、保健・福祉・医療分野における子育て支援策を充実させる必要があります。

地域においても学校や家庭と連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を整備するなど、次代を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりを推進することが求められます。また、子どもたちを健やかに育てるため、食育の推進や青少年の健全育成、教育施設の整備・充実、教育水準の維持・向上などに努める必要があります。

(2) 高齢社会対策

本市では、老年人口の割合が全国や県の平均を上回っています。高齢化率は、平成12年の国勢調査で20%を上回り、平成28年には約30%に達することが予測されており、高齢化への対応がますます重要になります。

一方で、少子化や高齢化、核家族化の進行により世帯規模は小さくなっています。その結果、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が見られます。こうした世帯構成の変化は、子育てや高齢者の介護といった面で、福祉機能の低下を招きます。このことは家族自身の問題だけでなく、地域社会の形成へ影響を及ぼすことにもなります。

地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者自身が社会の担い手の一員とし



て、能力や経験、知識を生かしつつ一層活躍できる社会を実現していくための取り組みが不可欠です。このため、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できる環境づくりや、地域で支える仕組みづくりが重要となります。高齢者の生きがいつくりや生涯学習システムの構築、就業機会の拡大などを推進するとともに、高齢になっても安心して暮らせる保健・福祉・医療の総合的なサービスの充実を図る必要があります。

2 都市基盤の充実と定住環境の向上

(1) 土地利用と道路交通網の整備

本市は、福岡都市圏と南九州を結ぶ南北軸と、西九州と東九州を結ぶ東西軸が交差する位置にあり、地理的には発展する可能性を十分に持っている地域です。しかし、現状では、南北軸である九州縦貫自動車道へのアクセス性に劣るため、潜在能力を十分生かしきれていません。

このため、地域高規格道路として整備が進められている有明海沿岸道路と、九州縦貫自動車道瀬高（仮称）インターチェンジと国道443号バイパスを連結した広域交通網の形成が必要です。また、国道385号バイパス、広域幹線道路や主要駅などへのアクセス道路などを整備し、人とモノが行き交う便利で活力のある地域づくりを進める必要があります。

一方、広域的かつ総合的な視点を持ち、本市に求められる役割や、残すべき景観などを念頭に置いた長期的・計画的な土地利用体系の構築や人口の定住化に向けた受け皿づくりが求められています。また、九州新幹線の開通や西鉄天神大牟田線の利便性向上の促進など、基幹となる公共交通機関の充実を図り、広域的な交流人口の拡大を進める必要があります。

(2) 定住環境づくり

本市には西鉄天神大牟田線の6つの駅があり、特急停車駅の柳川駅からは福岡市の都心まで約45分で着くことができます。このため、福岡市への通勤圏として発展する可能性はありますが、現状では道路や下水道整備の行き届いた優良な住宅地が不足していることから、人口の定着に今ひとつ結びついていません。

既存の中心市街地や農業・漁業集落内は、狭い道路や未整備の水路が多く残っており、交通安全面や防火・防災面、衛生面からも問題となっています。また、人々の憩いの場となる公園や緑地についても不足しています。

このため、道路や上下水道事業など都市基盤の整備の充実を図り、快適性や利便性、安全性に優れた居住環境を整えることが求められます。また、土地区画整理や住宅市街地総合整備（密集型）、市街地の活性化などの事業を進め、本市にふさわしいまちの顔づくりと都市空間の形成が必要です。さらに、景観の保全やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するなど、南筑後地域における拠点性の向上を図る必要があります。

3 コミュニティによるまちづくりの創造

まちは、そこに住む人々自らの創意と力の結集によってつくり上げていくものです。行政との協働のもとで、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティです。

本市では、地区公民館、老人クラブ、子ども会など、地域でコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。

今後は地域を支えるコミュニティによる市民自治を推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。そのため、市民自らが取り組む諸事業においても、地域のことは地域の市民自らが決定し、その責任も負っていくという地域分権型自治を基本に、地域の実情に応じた効率的な施策を展開する必要があります。

一方で、地域の雇用拡大や地産地消の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や地域文化の継承を担う新たなコミュニティの創出も視野に入れた施策を推進することも求められています。

4 地域力による産業の振興

本市では、ほとんどの産業で生産額が落ち込むなど経営環境の面での厳しさ、後継者不足、就業者の高齢化などの課題を抱えています。本市を取り巻く地域環境を見ても、景気低迷を背景にした産業全体の落ち込み、労働人口を中心とした人口減少や若年者の地域外への流出など厳しい状況となっています。

人口減少や人口流出に歯止めをかけるため、産・学・民・官が連携し、既存産業の育成や企業誘致、起業家の受け入れなどを推進し、地元での雇用の場と機会をつくる必要があります。

一方、それぞれの産業振興にあわせて、さまざまな産業や業種が相互に連携し、本市が有する地域資源を生かした地域ブランド化を進めることが求められています。

また、地産地消の体制づくりや安全で安心できる産地づくり、集客と交流による産業の創出、地域ビジネスの創出などの取り組みが求められており、「地域力」による産業振興を推進していくことが重要になっています。

さらに、交通体系の総合的な整備にあわせて、本市の農水産物や特産品が集まる流通販売施設の整備も求められています。

5 郷土の歴史と文化を生かした人づくりの取り組み

まちを支える基本は人です。まちづくりで最も大切な「人づくり」を進めるためには、すべての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学習の成果が適切に評価さ



れる生涯学習社会を形成することが求められます。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の生きがいづくりや自己実現の場をつくり、多様な個性を発揮することのできる社会や市民の心豊かな生活が実感できる社会づくりも求められています。

一方で、次代を担う子どもたちが、健康でたくましく育つよう学校・家庭・地域が連携して地域に根ざした教育環境をつくることも求められています。また、青少年を健やかに育むことができる地域社会の実現をめざし、家庭や地域の教育力の向上に努める必要があります。このため、これまで先人たちが脈々と築き上げ、わたしたちが生まれ育った郷土の歴史や文化などの地域特性を生かした人づくりを進めるとともに、地域資源を基盤にして、活力ある新たな柳川文化を創造し、まちの魅力づくりに努めることが求められます。

6 水と共生する美しいまちづくり

本市に縦横に張り巡らされた水路（掘割）は、命の水を得るための貴重な財産であるとともに、歴史的な文化遺産です。その機能は、利水や治水のために創り出されたものですが、水と水辺がつくる風景は、数多くの薫り高い文化を築いてきた源でもあります。先人たちは、田園風景や有明海、河川などとともに、豊かな自然環境の保全と活用を図る中で、人と自然が共生し、「水を生かし、水に生かされているまち」を守ってきてくれました。わたしたちがこれからのまちづくりを進める上で、先人たちに感謝し、これらのかげがえのない美しい郷土を未来へ引き継いでいくことが求められています。

現在、水路（掘割）は、生活排水の流れ込みなどにより水質が悪化しており、水質浄化に向けた取り組みを進めるとともに、流域の人たちが連携していくことのできる仕組みづくりを検討する必要があります。また、水質浄化のためには、水量と流水の確保が不可欠であることから、計画的な水利施設の整備や総合的な水辺環境の保全が必要です。

本市を特徴づける水辺空間については、地域の特性や景観に整合した保存・整備に努め、水と共生する美しいまちづくりを進めることが重要です。また、外来生物による生態系への悪影響が指摘される中、本市の貴重な在来種や水生植物の保護、外来種対策などに取り組むことも求められます。

さらに、水路（掘割）に対する意識啓発を推進することも重要であり、その歴史や仕組みなどの理解を深める環境教育を推進するとともに、市民団体の育成やボランティア活動を支援するなど、市民と行政が一体となった取り組みを進める必要があります。